

## DVに対する警察の対応は？

- DVが刑法令(暴行、傷害など)に違反する場合は、加害者に対する**刑事手続き(検挙、取調べなど)**を実施できます。
- 刑法令に違反しない場合でも、加害者への**注意や警告**などを実施できます。
- 被害者が被害を自ら防止するため、次に掲げる援助を実施できます。
  - ① 被害を自ら防止するための措置の教示(防犯指導、110番登録、関係機関の教示など)
  - ② 住所等を知られないようにするための措置
    - ・ 住民基本台帳の閲覧等をされないための支援
    - ・ 加害者からの行方不明者届を受理しない対応
  - ③ 被害防止交渉を円滑に行うための措置
    - ・ 加害者に対する必要な事項の連絡
    - ・ 加害者との話合いの場所として警察施設の利用



### 被害を自ら防止するための措置の注意点

- 避難する際には、親族、友人、運送業者等を通じて、加害者に避難先が分からないように注意しましょう。
- 避難先を知らせる相手を必要最小限にし、加害者からの問合せには応じないよう依頼しておきましょう。特に、こどもと一緒に避難する場合は、学校などにも依頼しておきましょう。
- 保護命令の申立てや刑事手続きに備え、暴力や暴言を受けた日時、状況等の記録や診断書の取得をしておきましょう。
- ストーカー行為に対する法的措置を執る場合に備え、電話、電子メール等の着信履歴やその内容の保存など、状況を記録しておきましょう。

## 保護命令

- 保護命令とは裁判所が加害者に、被害者への**接近を禁止等**できる命令です。被害者の申立てにより行うことができます。違反した場合、警察が加害者を検挙できます。(保護命令の期間中でも、加害者と必要な連絡を取ることは認められており、離婚調停などの民事手続を行うことも可能です。)

### 保護命令の種類

#### 接近禁止命令

対象者(被害者・被害者と同居する子・親族等)の身辺へのつきまといや住居付近等へのはいかいの禁止を命じるもの。

#### 退去等命令

被害者と生活している住居からの退去や、その住居付近へのはいかいの禁止を命じるもの。

#### 電話等禁止命令

対象者(被害者・被害者と同居する子)への面会要求、緊急時以外の連続した電話、メールの送信等の禁止を命じるもの。

### 保護命令の申立先

保護命令の申立ては、**裁判所**(被害者・加害者の住居地又は被害発生場所を管轄する地方裁判所)で行うことができます。  
※保護命令の申立てに関しては、DVセンターで情報提供や支援を受けることができます。  
詳しくはDVセンターに相談してください。

